

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月16日(木) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	2番	小	西 由子
		3番	山	本 一美
		4番	米	村 進司
		5番	藪	内 孝博
		7番	谷	口 貴文
		8番	賀	山 圭子
		9番	飯	野 幸義
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正良
		13番	福	石 幸生

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師	信義
16番	上	田	芳夫
17番	岸	本	彰
18番	中	野	広正
19番	宮	本	裕澄
20番	藪	田	俊博

4. 欠席委員 (3人)

1番	田	中	一行
6番	上	根	慶万
10番	奥	山	昌一

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

7番	谷	口	貴文
11番	澤	大	篤

日程第4 報告事項

①前総会(12月10日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

④議案第5号 令和6年度岩美町農地賃借料情報について

⑤議案第4号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第9号について

日程第6 その他

①岩美町目標地図素案について

②令和6年度第3回農地部会の開催について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
係長	松本享子

事務局

ただいまから令和6年度第10回総会を開催いたします。

総会の成立についてでございます。

本日の出席委員は14名中11名、農業委員会会議規則6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。

なお、1番の田中委員、6番の上根委員、10番の奥山委員からは欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

事務局

それでは、会長から挨拶よろしくお願いたします。

会 長

改めまして、こんにちは。

季節柄寒い日が続いておりますけれども、もう少ししたら暖かくなるとかというような予報も出てますけれども、体に気をつけてお願いします。

昨年は、能登半島で大きな地震があり、また豪雨に見舞われて、大変な時代が来ております。早い段階での復旧、復興を願っておるところであります。

我々農業委員会において、今年度中ですか、昨年の4月から農地の最適化利用に向けて、その農地は誰が作るのが一番よいかということを図面に一筆一筆記入していくというような作業が義務化されまして、目標地図作成に皆さん努力されております。今日は、その素案が取りあえずできましたものですから、提示させていただいております。この素案を基に、3月中に成案を終えて縦覧をしてということになります。その間、皆さんと相談しながらその成案に向けて町のほうで作成することになりますので、ご協力のほう、ひとつよろしくお願したいと思っております。

今年も、岩美町の食料の生産基盤であります優良農地の保全と確保のために、我々農業委員が全て一丸となって守っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

昨日、再生協のほうの総会がございました。今年度の作付の目標について了解を得る総会でありましたが、皆さん関心のあります水稻の作付面積について、昨年よりも数量で154トン、面積で31ヘクタールよりも、昨年より31ヘクタール多い面積について配分をしますということがありました。今後、それぞれの地域の実行組合のほうで調整をし、地域での面積の確定に向かってまいります。何はともあれ、去年よりは31ヘクタール多いもんですから、まあまあいけるんじゃないかなというふうに思っております。

また、今年は、皆さん、我々にとって、皆さんにとってよい年でありますように願っておるところであります。では、今年もよろしくお願いたします。

事務局	<p>それでは、議長につきましては、本農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後、議長をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p> <p>まず、議事録署名委員ですけれども、いつものとおり私のほうで指名させていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、7番の谷口委員さん、11番の澤委員さんをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項のほうへお願いします。</p> <p>事務局のほう、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、前総会、12月10日総会のてんまつについてご説明をいたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>1点目、非農地証明ということで、大谷地内、浦富地内の2件2筆の土地の非農地証明申請についてお諮りしました。承認していただきましたので、12月11日付で非農地証明を申請者のほうに送付しております。</p> <p>2点目、3条2件7筆ということで、大谷地内及び高住地内の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認していただきましたので、12月11日付で許可書のほうを譲受人、譲渡人それぞれに送付しております。</p> <p>3点目、5条計画変更1件3筆ということで、浦富地内の令和4年11月9日付で5条許可を受け、令和6年7月30日付で変更承認を受けていた転用事業の2度目の変更申請についてお諮りしました。承認いただきましたので、12月12日付で東部農林事務所のほうへ進達しております。許可については、開発行為の許可日と同一日付になるということとなっておりますので、現在のところまだ承認通知のほうの送付はございません。</p> <p>4点目、農用地利用集積等促進計画第8号ということで、4件10筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形</p>

議 長	<p>で12月11日付で町のほうに回答しております。 以上です。</p> <p>それでは、皆さんのほうで何か質問がありましたら。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、議事のほうに入らせていただきます。 第1号議案、事務局のほう、お願いします。</p>
事務局	<p>4ページをお開き願います。 議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。 下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めるものでございます。 担当のほうより説明いたします。</p>
事務局	<p>今回、3件3筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。 まず、1件目についてご説明いたします。 申請者は、岩井の*****さんです。申請地は大字牧谷*****の登記地目が畑、現況は雑種地となっております。面積は399平米です。20年以上前より耕作しておらず、ずっと荒地となっているということで、証明は上根委員さんにいただいております。 資料1をご覧ください。 1ページで塗り潰しの場所が申請地です。 2ページ目のほうに現況写真を添付しております。草や木が生い茂っている部分と、あと草を刈られている部分があります。参考にグーグルマップの2019年の画像を載せていますが、以前はこういう感じで草が生えているようなところで、土地台帳で見ると、平成29年頃からB判定になっている土地ですけれども、数年ぐらい前から土地の一部が、航空写真及び撮影位置っていうところに描いてあるように、この近くにある土地の現場事務所の通路みたいな形で、ちょっと草が刈られていますようになっておりますので、地目としては雑種地としておりますけれども、農地であれば一部転用すべきだったかもしれませぬけれども、長年荒廃農地で、復旧が困難であるということをお勘案して、非農地証明で対応したいと考えております。</p>

次に、2件目についてご説明します。

申請者は、岩井の*****さんです。申請地は岩井*****、登記地目が畑、現況は宅地となっております。面積は13平米です。昭和53年頃より宅地及び駐車場として利用されていたということで、証明は山本一美委員さんにいただいております。

こちらは、この後、議案第3号で説明させていただくこの申請地の南側の*****というところで転用事業があるんですけれども、その周りの土地を含めて老人福祉施設の建設用地になる予定で、現況地目は宅地となっております。

資料2のほうをご覧ください。

1ページの、小さいですけれども、塗り潰しの場所が申請地です。

2ページ目に現況写真をつけております。こちらのほうは、こちらでもグーグルマップを参考にさせていただいたんですけれども、2014年のストリートビューを見ると、2階建ての建物が建っていて、これも大分古い感じなので、かなり前から農地としては使われていないという形です。地目については、これから住宅用地になるということで、そういう場合は宅地としてもいいということで税務課のほうに確認させていただいておまして、宅地とさせていただいております。

続きまして、3件目についてご説明します。

申請者は、大阪府八尾市の*****さんです。申請地は岩井*****、登記地目が畑、現況は原野となっております。面積は265平米です。前所有者が家庭菜園として利用していたが、亡くなって以降利用されていないということで、証明は山本一美委員さんにいただいております。

前所有者というのが、この申請者さんの親御さん、*****さんという方で、申請者はその相続人で、平成25年に相続をされています。

2と3番、岩井の土地につきましては、地籍調査が済んで、宅地等になる予定にはなっていたんですけれども、まだ登記完了していないということで、今回、非農地証明申請が出ております。ということで、資料3の1ページのほうに場所のほうをつけております。あと、2ページ目に現況写真をつけております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。

担当委員さんのほうの意見を聞きたいと思うんですが、山本委員さんのほうの。

3番

すみません。2番、3番のほう、じゃあちょっと説明させていただきま

昨年(2019年)の26日に現地確認させていただきました。先ほど説明がありましたとおり、1つは駐車場として、もう既に畑が駐車場として使われている状況でもありますし、もう一つのほうは、草ぼうぼうが、この秋の葉が落ちて農地として見えるんですけども、実際は下が耕作してないために、石がらっていうんですか、土がないような状態で、これから先、耕作するにはちょっと無理かなというような感じでした。

以上です。

議長

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。
ご意見のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第1号の農地法の適用を受けない土地について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議長

それでは引き続きまして、議案第2号のほうに入らせていただきます。
事務局、説明をお願いします。

事務局

5ページをお開き願います。
議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。
農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可についての採択を求めるものでございます。
担当より説明いたします。

事務局

今回4件6筆の申請を受理しております。
まず、1件目、申請地は大字浦富*****、面積が94平米、登記地目は畑となっております。申請者は、譲受人が浦富の*****さんで、譲渡人は東京都大田区の*****さんです。権利の内容は、贈与による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料4の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。浦富の浜の海岸道路を少し入ったところにある農地で、ちょっと細くて色が見えにくいかもしれませんが、申請地の西側に申請者の自宅があります。地図上ではこちらの区画が少し西側にずれているんですけれども、自宅のすぐ横になります。

資料の4の2ページの許可要件についてですけれども、全部効率利用要件の農業用機械については、なしとなっておりますが、ほかに所有する農地はなく、面積が小さいので、その部分については問題ないかと思えます。農業経験は20年程度ということで、現所有者の*****さんのお母様の農地を*****さんのほうが花や野菜などを育てていらっしゃる状況です。以前農地取得の話もあったそうですが、下限面積の規定があったために、ほかの農地を持っておられないので、取得できなかったということです。常時従事要件ですけれども、本人200日となっております。通作距離については、玄関を出てすぐということなので、隣地という形で掲載させていただいております。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合することを確認しました。

その他、(2)申請地の現状及び今後の予定についてですが、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用する予定のため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。花卉、ネギ、大根などを作付予定とのことです。

2件目についてご説明いたします。

議案のほうは、めくっていただいて、6ページをご覧ください。

申請地は大字浦富*****、54平米、登記地目は畑です。申請者は、譲受人が大阪府八尾市*****さんで、譲渡人は東京都大田区*****さんで、権利の内容は、こちらも贈与による所有権移転となっております。

場所については、資料5の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。*****さんは、現在大阪にお住まいですが、3月から12月の間は、月に1回、1週間から10日程度浦富のほうに帰ってきて耕作をしているということで、実際きれいに手入れされた農地となっております。

資料5の2ページの許可要件についてです。

全部効率利用要件の農業用機械はなしで、この方も所有する農地はありませんけれども、農業経験は、いろんなところを借りて作っておられて、八尾市のほうでも市民農園を借りておられるということで、40年程度ということです。居宅のすぐそばの畑で、こちらも農地取得の話もあったようですけれども、こちらも下限面積で取得できなかったということです。常時従事要件は、帰ってきたときに大体100日程度の従事ということで、こちらは150日に達しておりませんが、必要のある限りは耕作できているということです。

岩美町が定める基準のほうが、取得農地を効率的に利用できる通作距離または通作時間の区域内に住居を有していなければならないというのが審査基準にあるんですけれども、国のほうの基準によりますと、一概に住所地だけで画一的に判断することはよろしくないということが言われておりまして、この方の場合も、実際通ってこられておりますので、このあたり、農業委員さんのご判断をいただけたらなというところでございます。そのほか、一応誓約書等も出していただいております。

申請地の現状及び今後の予定について。

これまで畑として利用されており、今後も畑として利用する予定であり、タマネギ、ジャガイモ、長いもなどを作付予定ということでございます。

続きまして、3件目について説明いたします。

申請地は大字大谷****、面積が690平米、登記地目は畑です。申請者は、譲受人が大谷の****さん、譲渡人は大谷の****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料6の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。その南側に申請者の自宅がございます。目印になるものがなくて分かりにくいんですけれども、大谷の地図の右下のところ、178号の表示をしているところの横にある、右側にあるところがファミリーマートがある交差点です。178号をちょっと入ったところにある農地という形になります。

資料6の2ページ、許可要件についてですけれども、全部効率利用要件の農業用機械は耕運機1台をお持ちということです。大谷に300平米ほどの畑を所有し、耕作しておられます。常時従事要件については、本人が96日、夫が168日の従事となっております。そのほか、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しております。

(2) 申請地の現状及び今後の予定について。

これまで畑として利用されており、今後も畑として利用する予定のため、周辺農地に影響はありません。

売買価格のほうが全体で****円、10アールあたりに直すと約****円となっております。

引き続きまして、4件目について説明いたします。

こちら、申請地は大谷の****、面積は212平米、同じく大谷の****、面積が323平米、同じく****、面積が321平米です。登記地目は畑で、合計が856平米となります。申請者は、譲受人のほうは所在地が大谷****の****さんで、譲渡人が大谷の****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料7の1ページをご覧ください。

塗り潰しの3か所が今回の申請地です。その東側の建物が法人の所在地

となっております。

資料7の2ページ、許可要件についてですが、内容は、12月総会で説明したものと変わっておりません。農地所有適格法人の要件は満たしておられます。全部効率要件については、トラクターが1台。あと、常時従事要件は、代表取締役の*****さんが300日の従事となっております。申請で、ここには表記されておりませんが、前回と変わっておりますのは収益の見込みで、今回は前回の申請で3年後の作付面積の見込みとしていた面積を1,380平米と、ほぼ近いような面積を今回取得すると、持つこととなりますので、売上げのほうが、前は1年目*****円で、年ごとに倍々増える見込みとしていたものを、今回は1年目が*****円で、年ごとに増えるような計画とされております。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合していると考えております。

(2) 申請地の現状及び今後の予定については、こちらは申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用する予定のため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。サツマイモ、長いも、ピーマンなどを作付予定と聞いております。

売買価格についてですけれども、*****が*****円、*****が*****円、*****が*****円ということで、合わせて*****円で、10アール当たり直すと約*****円となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

担当委員のほうから、米村委員さん。

4番

浦富地区の1番と2番ですが、現地確認は、11月10日に事務局、推進委員、私と3名とで実施しております。お二方、*****さん、*****さんは、自宅のすぐ隣の農地、結構ちょうどいいぐらいの農地で、面積はそれほど広くはないんですが、適正に管理されておりましたのを確認しております。許可は妥当だと考えます。

以上です。

議長

澤委員さん。

11番

申請番号3番ですけども、大谷の*****で、年末、事務局と私と推進委員さんとで現地を確認しました。面積的に広いんですけども、譲渡人のほうが丁寧に管理しておられて、今回の申請人、譲受人も、すぐ隣で、家がありまして、計画にありますような野菜を作りたいということなので、認めてもいいんじゃないかというふうに考えております。

それから、4、5、6ですけど、これも同じ日に、3番と同じ日に確認

しまして、3筆ともきれいに管理してあって、今後もこの*****さんの計画に基づいた耕作をされると、ここら辺一帯が、ちょうど荒れておるところがだんだん増えていくと見込まれる中で、いい流れにはなるんじゃないかというふうに考えておりまして、許可をしていただければというふうに思っております。

以上です。

議 長

説明をしていただきました。
皆さんのほうでの質疑を受けたいと思います。
意見ある方、質問がある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。
議案第2号の3条について、案件について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で許可されましたので。

議 長

それでは、第3号議案のほうに入らせていただきます。
事務局、お願いします。

事務局

7ページをお開き願います。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」でございます。
農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めるものでございます。
担当より説明いたします。

事務局

今回、5条の転用の許可申請を2件受理しております。
1件目です。
資料8に基づいてご説明をしたいと思います。
申請地は、大字大谷*****、登記、現況とも地目は畑でございます。面積が260平米で、これも売買による権利移転で転用予定です。譲受人

は、鳥取市*****の*****さんです。譲渡人のほうは、岩美町大谷*****の*****さんです。

2 ページのほうに申請地の位置図と農地区分決定根拠、あと農地区分判定をしています。塗り潰しの部分が今回の申請地です。

転用目的につきましては、一般住宅で増築となっております。申請地の東側のほうに令和5年に農地転用許可を受けて建てた住宅がありまして、今回の申請者は、その宅地のほうと住宅を買われまして、その住宅のほうを増築するという計画で、その際増築部分が隣の農地にかかるということで申請に至ったものです。

立地基準についてですけれども、資料8の2ページをご覧ください。

今回、申請地が分筆されておりまして、この農地が接する道路に管理設がないもので、そのほかの基準で、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地ということで第3種農地として判断しております。

街区については、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設または河川、水路等によって区画された地域となっておりますけれども、そのどの部分を街区とするかというのは判断が難しい部分がありまして、ここが街区になるかというところは県に確認しています。青で囲った部分が街区になるということで、この中の宅地を計算して出しております。宅地といいましても、地目が宅地のものだけではなくて、都市的な施設は含まれるということで、小学校やこの*****等も宅地に含めております。そして、根拠規定のほうは第3種農地ですので、原則許可となります。

営農条件ですけれども、申請地の北側と南側は畑、東側は宅地で西側は道路となっております。

一般基準ですけれども、他法令については、建築基準法に基づく建築確認が必要ですが、事前相談もされており、問題ないということです。

それから、規模の妥当性ですけれども、3ページのほうに土地利用計画図と建物平面図をつけています。下のほうが令和5年の許可で建築された建物で、上のほうが今回の増築計画の建物となっております。2筆合わせて548平米と広くて、建築面積は112.36平米ですが、そのうち農地に係る部分が8.99平米となっております。そのほか、居住者の駐車場2台分と車の通路、人の歩く部分と、それから庭という形になっております。庭やアプローチは、商業施設の駐車場とかもそうですけれども、妥当性の判断が難しいところなんです。その周辺の宅地でも庭の広いお宅も何軒かありますし、妥当な範囲としていいんじゃないかと考えております。

3番の被害防除計画については、申請地は整地を行い、農地と接する北側と南側はコンクリートブロック等を設置していて、建物は平家建てで高

さが抑えられており、住宅は隣接農地から1.5メートル以上距離を取り建築する、雨水は自然流下で既設の道路側溝に、汚水は公共下水に接続して放流すると。

資金計画ですけれども、まず必要経費として、建物を含む土地の買収費が*****円で建築費が*****円、その他の経費が*****円で、合計で*****円。*****の*****円の住宅ローンの審査結果通知が添付されております。

説明は以上です。

申請2件目です。

議案のほうは、8ページをご覧ください。

資料のほう、資料9のほうの説明をさせていただきます。

申請地は、岩井*****、登記地目、現況とも地目は畑でございます。面積は1,885平米で、こちらも売買による権利移転で転用予定です。譲受人は岩美町岩井*****の*****さんで、譲渡人は岩美町岩井*****の*****さんです。

資料9の2ページのほうに、申請地の位置図及び農地区分決定根拠図をつけております。塗り潰しの部分が今回の申請地となっております。

転用目的についてですけれども、老人福祉施設、ケアハウスの建設です。*****さんが、*****さんの所有するこの申請地だけじゃなくて、この周辺の宅地とかも買われて、そこに建物を建築して移転するという計画となっております。申請法人は、軽費老人ホームを運営されていますが、現在の施設は、開設から60年以上を迎えて施設の老朽化が著しくなっています。また、現在の敷地は、土砂災害警戒区域にかかっており、改築する場合は移転する必要があると。長らく現在の場所で運営を行っており、地元のニーズもあるため、岩井地内で移転したいと考えている折、農地以外も検討したが、施設の規模に見合う広さがあり、交通の便がよい今回の申請地を転用して移転したいということでございます。

続いて、立地基準ですけれども、資料9の2ページをご覧ください。

申請地は、岩井の集落の端のほうにあり、住宅地等の用に供する施設、公共施設等が連担する区域にある農地で、第3種農地となります。第3種農地の根拠規定は、原則許可となっております。

1ページに戻っていただいて、営農条件ですけれども、申請地の北側は宅地、南側は畑及び宅地、東側は道路、西側は宅地となっております、西側が隣接しております。

次に、一般基準ですけれども、他法令についてですが、建築基準法に基づく建築確認が必要ですが、こちらも問題ないということです。そのほか介護施設の指定等については、この施設、令和8年4月のほうに開設を目指しておられるということで、申請はその2か月程度前ということですが、何度もその担当部署とやり取りをしながら進めており、問題ないとのことでございます。

それから、施設の規模ですけれども、3ページに土地利用計画図をつけております。老人福祉施設1棟で、建築面積が534.08平米。うち、この今回の申請の農地に係る部分が321.30平米、倉庫が2棟16.21平米、ごみ置場4.55平米を建築し、駐車場23区画、交流施設や花壇を整備することとなっております、土地利用計画図から妥当な規模であると考えております。

被害防除計画についてですけれども、申請地は整地を行い、農地と接する南側には境界ブロックを設置します。建物は3階建てですが、農地への影響を抑えるように、道路寄りに配置しております。雨水は自然流下で既設の道路側溝へ、汚水は公共下水道に接続して放流することとなっております。

続いて、資金調達計画ですが、まず必要経費として土地の買収費のほうが*****円、土地の造成を含めた建築工事費が*****円、設備等整備費が*****円で、その他経費が*****円、消費税が*****円で、合計が*****円。こちらのほうを、鳥取県の補助金及び福祉貸付資金というものがあるので、それで賄う計画となっております、県の補助金のほうは、申請を12月にされたところで、交付決定はまだとのこと、申請書の写しを頂いております。それから、貸付資金のほうは貸付内定通知書が添付されております。

添付の図面としまして、4から6ページに建物平面図、7から8ページに建物立面図、9ページに参考として土砂災害警戒区域をつけております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

皆さんのほうで質疑等ありましたらお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

第3号議案の5条について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。皆さん賛成をしていただきました。

議 長

続いて、第4号議案のほうに入らせていただきます。
事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、9ページをお開き願います。
議案第4号「令和6年岩美町農地賃借料情報について」でございます。
令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借について、農地法第52条に基づき別紙のとおり情報提供を行うので、委員会の承認を求めるものでございます。
担当のほうで説明いたします。

事務局

資料10をご覧ください。
令和6年1月から12月までに締結、公告された田んぼの賃借料について、農地法52条に基づき情報提供するもので、情報提供の方法としましては、4月の広報いわみと同時に配布する農業委員会だよりと町のホームページにも掲載する予定としております。
資料のほうの1ページには、各地区の平均額、最高額、最低額等を掲載しておりますが、この件については、令和元年以降は最高額と最低額は掲載せず、平均値と賃貸借の件数、使用貸借の件数のみを提示するというところで情報提供して公表しているということになっております。
2ページ目のほうに、その基となりました賃借料を集計した地区別データを添付しております。賃借料の水準であります平均値を算出するに当たり、平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料は集計から除いております。全体の平均値が2,999円で、その上下7割を超えるものについては集計の対象に含めておりません。今回は、その額のほうが1,000円から5,064円の範囲で件数を集計しています。最高額についての表記は、丸めたところの5,000円で表記しております。
なお、賃借料の発生しない使用貸借については、算出の対象には含めていません。また、東地区の賃貸借は、件数が少ないため、浦富地区と合わせて算出をしております。

簡単ですが、説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
皆さんのほうで質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決をさせていただきます。
第4号議案の賃借料についての定義について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。皆さん賛成でございます。

議 長

それでは次に、第5号議案のほうへ入らせていただきます。
事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

10ページをお開き願います。
議案第5号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第9号について」で
ございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたの
で、委員会の意見を求めるものでございます。
担当より説明いたします。

事務局

議案の11ページから16ページに農用地利用集積等促進計画案を載せ
ております。
各地区の図面は、資料11をご覧ください。
今回の表、案のほうの表から契約の状況のところの表示を変えておりま
すので、先にその説明をさせていただきたいと思います。
まず、新規、更新、付け替えの定義を整え直しますということがありま
して、新規はこれまで機構の利用がなかったもので、更新は何であろうと
再契約の際に耕作者の変更がないもの、付け替えは耕作者が変わるもの
というふうに整理されたんですけども、岩美町としては、もう少し細かい
仕分があったほうが分かりやすいので、その中をさらに2つに分けさせて
いただいております。
口頭だけでは分かりにくいので、お配りした資料のほうにその分けた中
身を書かせていただいておりますが、まず機構が分けた新規のほうは機構
利用なし。岩美町がさらに2つに分けたところで、新規の中での新規は、
自作で本当に初めての機構利用。移行については、基盤法とかのその他の
法令からの移行、なので貸し借り自体はしてるけれども機構利用は初めて
という方。
それから、更新のほうは、機構利用があつて、再契約するときに耕作者
が同じという整理をされたんですけども、さらにその中で更新としている
ものが、地権者と機構の契約は継続中だけど、機構と耕作者の契約が期
間が満了して、再契約する際に耕作者が同じものを更新。機構と地権者の

ほうの契約も満了して、さらになったものを再契約する場合で、耕作者が同じものを再設定としております。

同じように、付け替えのほうも、付け替えの中の付け替えは、機構と耕作者の契約のみが期間満了したり中途解約したものを再契約するもの。付け替えの中の再設定の部分については、一回地権者と機構の契約についても期間満了になって、さらになったものを再契約したときに耕作者が変更になったというものというふうに整理させていただいております。

ちょっと分かりにくいですが、説明は以上です。

今回、それに基づいて丸をつけさせていただいております。

今回の計画案については、新規のものが2筆で、その他は全て再設定です。そのほとんどが同じ耕作者さんで再設定するんですけども、そのうち、耕作者が以前と変わるものが5筆となっております。付け替えのものにつきましては、備考欄のほうに前耕作者のほうを記載しております。今回は、賃貸借によるものが133筆20万4,401平米、使用貸借によるものはありませんでした。

今回変更した表示の方法を含め、ご意見等がありましたらお願いいたします。

簡単ですが、説明は以上です。

議 長

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。

1番の*****の促進計画に質疑を求めます。

質疑、意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決させていただきます。

1番、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

賛成多数で承認されました。

それでは、2番の*****の促進計画にご意見のある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、2番の*****の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
4番の*****の促進計画にご意見のある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決させていただきます。
4番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。
5番の*****さんの促進計画について意見を求めます。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決させていただきます。
5番の*****さんの促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
10番の*****の促進計画に意見のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。
それでは、番号のほうが、*****さん、*****さん、*****さん、*****、
*****、*****さん、*****、*****さん、*****さん、*****さんと、*****
さんの促進計画についてご意見のある方。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決をさせていただきます。

今読み上げさせていただいた方々の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成をさせていただきました。

議長 それでは、議案のほうは終わりましたので、その他のほうに入らせていただきます。

事務局のほう、その他をお願いします。

事務局 ①岩美町目標地図素案について
②令和6年度第3回農地部会の開催について

議長 皆さんのほうで何かその他ありましたら。ありませんか。

(発言なし)

議長 では、終わらせていただきますが、来月の総会について、2月10日月曜日をお願いします。1時半からね。

それでは、今日は、これにて終了させていただきます。どうもご苦労さんでした。